

## Q537. 減給の懲戒処分の減給額は使用者が自由に決めて良いのですか。

減給処分は、本来支払われるべき賃金額からある期間一定額を控除するものです。賃金は労働者の生活の基盤であることから、労基法上、減給額には次の制限があります（労基法9 1条）ので、減給額を自由に決めることはできません。

①一つの事案における減給額は平均賃金の1日分の半額以下

②減給の総額は一賃金支払期の賃金総額の10分の1以下

ただし、②10分の1を超えた部分を次期に延ばすことは可能です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成